



条例の構成及び概要

会活動及び議員活動の充実のために必要な基本理念及び基本的事項について、7の章に分けて整理し、定めています。各章ごとの概要と主な条文の説明については、次のとおりです。

条例の構成及び概要

鏡石町議会基本条例は、議会活動及び議員活動の充実のために必要な基本理念及び基本的事項について、7の章に分けて整理し、定めています。

各章ごとの概要と主な条文の説明については、次のとおりです。

第1章 総則

制定目的を明らかにし、用語の意義など解釈の指針を示しています。

第2章 議会の活動原則

議会がどのような原則に基づいて活動すべきかを定めています。

- 公正性、透明性等を確保し、町民に開かれた議会を目指す
- 町民の多様な意見を的確に把握し、町政に反映さるための運営に努めること
- 委員会の積極的な活動について

第3章 議員の活動原則

議員がどのような原則に基づいて活動すべきかを定めています。

- 議員間の自由な討論を重んじること
- 自己の能力を高める不断の研鑽に努めること
- 政策を中心とした共通の理念を有する議員で構成する「会派」を結成することができる。ただし、1人で結成する会派を含むものとする
- 政治倫理基準を定めそれを遵守しなければならない
- 政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる議員があるときの、町民及び議員からの審査の請求方法及びその処理手順

第4章 議員と町民の関係

町民の参加や広報広聴の取り組みについて定めています。

- 町民の代表機関として、町民とともに歩む議会づくりを進めますため、公聴会制度や参考人制度、必要に応じて請願

第5章 議会と行政の関係

議員と町長等執行機関との関係、議会への資料提供について定めています。

- 議会と町長等は、緊張関係を保ちつつより良い政策の実現を目指すとともに、一般質問は、町民に分かり易い議論とするため、一問一答方式を原則とする
- 町長が提案する重要な計画、政策等について、議会審議における論点情報を形成し、その水準を高めるための、資料作成基準を定める

第6章 議会の機能強化

本会議等において、審議し結論を出す場合、議員相互の議論を尽くし合意形成に努めます。

第7章 他の条例との関係及び見直し手続き

他の条例との関係及び条例制定後の検証について定めています。

常に議会は変わる 信頼される議会へ

4月1日より施行

条例の前文

鏡石町議会は、鏡石町民から選挙で選ばれた議員により構成された代表機関として、同じく選挙で選ばれた鏡石町長とともに地方分権の時代を迎え、地方自治体の自己責任と自己決定の範囲が拡大しているなか、二元代表制としての議会は、合議制の機関として、町長は独任制の機関として、それぞれの特性を活かし対等で緊張感のある関係を維持しながら、町民の意思を的確に町政に反映させ、鏡石町としての最良の意思決定を導き出す役割と責任が、これまで以上に重要なものとなってきた。

このため、議会は、そのもてる機能を十分に駆使し、常に町長とその他の執行機関が行う事務を評価及び監視するに当たり、その立案、決定、執行等における論点及び争点を明確化し、議会の意思決定における説明責任を果たす必要がある。

我々議会は、町民福祉の向上と豊かなまちづくりの実現に向け、公正で透明、開かれた議会を構築するため、議会運営の基本事項を定め、議会の役割と活動の指針を明確にすべく、この鏡石町議会基本条例を制定し、それら規定された事項を遵守、実践することで、町民から信頼され、存在感のある議会となるよう日々努力するものとする。

鏡石町議会基本条例